

第147回
長野県市長会総会



期日：令和2年8月20日(木)
会場：ライフプラザマリオ 2階 グランドホール

開催市：岡谷市

目 次

日 程	2
総会次第	3
議題目次	4
議題	8
出席者名簿	40

日 程

【8月20日（木）】

15時00分 総会 ライフプラザマリオ 2階 グランドホール

総会次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 開催市市長あいさつ
- 4 来賓祝辞
長野県知事
岡谷市議会議長
- 5 来賓紹介
- 6 議長選出
- 7 会議
 - (1) 会務報告
 - (2) 議題審議
 - (3) 令和3年度開催市決定
 - (4) その他
- 8 閉会

(※印は、個別に審議する議題)

議題目次

I 各市提出議題（3議題）

(総務文教分野 1議題)

- 1 緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債及び
緊急自然災害防止対策事業債の恒久化及び拡充について (須坂市)

(社会環境・危機管理建設分野 1議題)

- 2 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者への災害時避難情報の
提供等について (須坂市)

(経済分野 1議題)

- ※3 治山事業の拡充について (千曲市)

II 副市長・総務担当部長会議送付議題（23議題）

(総務文教分野 9議題)

- 1 ビッグデータを生かした来訪者等の分析について (須坂市)
- 2 交通事業者への財政的支援について (松本市)
- ※3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続・拡充について (大町市)
- 4 公立病院に対する繰出金の特別交付税措置について (岡谷市、茅野市)

- 5 公共施設等適正管理推進事業債の更なる拡充について
(長野市、中野市、佐久市)
- 6 固定資産税・都市計画税に係る被災住宅用地等に対する課税標準の特例措置の見直しについて
(長野市)
- 7 国税徴収法施行令第34条の改正について
(千曲市)
- 8 新たな過疎対策法の制定等に関し現行過疎地域を継続して指定対象とすることについて
(伊那市、佐久市)
- 9 家庭でのオンライン学習環境の整備に係るランニングコスト等の支援について
(長野市、安曇野市)
- (社会環境分野 6議題)
- 10 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について
(駒ヶ根市)
- 11 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた公的医療機関に対する国・県補助金の拡充について
(松本市、上田市)
- 12 医療用物資の安定供給の確保について
(上田市)
- 13 医療機関における新型コロナウイルスに感染する恐れのある寝具の取扱いについて
(須坂市)
- 14 上水道管路の老朽化更新（耐震化）における国の支援について
(須坂市、伊那市)
- 15 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について
(長野市、松本市、上田市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市)

(経済分野 4議題)

- 16 山岳観光施設等における新たな生活様式に対応するための施設改修等に係る財政支援の充実について (駒ヶ根市)
- 17 広域観光の更なる推進について (須坂市)
- 18 令和元年度災害復旧事業補助金の早期交付決定について
(長野市、須坂市、中野市、千曲市、東御市)
- 19 新たな業種を含む産業団地を追加する農村産業法実施計画の変更に対する県同意の柔軟な対応について (千曲市)

(危機管理建設分野 4議題)

- 20 消防団員の準中型自動車免許取得に係る地方財政措置の拡充について (塩尻市)
- 21 ハザードマップ作成事業に関する財政支援について (東御市)
- 22 ブロック塀等の安全確保に係る国の支援制度の継続について (長野市)
- 23 住宅・建築物アスベスト改修事業に係る国の支援制度の継続について (長野市)

III 事務局提出議題

1 協議事項

- (1) 令和元年度長野県市長会決算認定について
- (2) 市長会から選出する各種団体等の役職について
- (3) その他

2 報告事項

- (1) 第177回北信越市長会総会について
- (2) 今後の会議日程等について

I 各市提出議題

○ 総務文教分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R2・4・16 第146回総会; 上田市、須坂市ほか)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 (分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省、消防庁 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	1 緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の恒久化及び拡充について		
提案市	須坂市		
提案要旨	令和2年度までとされているこれらの事業債の時限措置の廃止と恒久化及び財政措置の拡充を要望する。		
提案理由	<p>緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債は、手厚い財政措置が講じられているが、事業年度は令和2年度までとされている。</p> <p>このような中、令和元年に発生した台風第19号では、当市においても、甚大な被害をもたらした。</p> <p>今回の災害により、多くの時間、人員、費用をかけて復旧・復興を進めていくことになり、厳しい財政状況の中、これらと並行して防災・減災対策を進めていくのは極めて困難な状況にある。</p> <p>令和2年度地方財政対策では、対象事業の拡充等の措置が講じられたものの、今後も継続的かつ安定的に防災・減災対策を充実強化していくため、本事業債の恒久化及び財政措置の拡充を要望する。</p>		
現況及び課題等	当市では、これまで、公共施設の耐震化や防災行政無線の更新に本事業債を活用してきたが、今後も計画的に避難所など防災インフラの整備を進めていく必要がある。		
関係法令	地方財政法、地方財政法施行令		

○ 社会環境・危機管理建設分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)				
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設		
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 危機管理部・健康福祉部 <input type="checkbox"/> その他 名称				
件名	2 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者への災害時避難情報の提供等について				
提案市	須坂市				
提案要旨	<p>災害発生時等において、新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とされる住民が不安なく避難できるよう、保健福祉事務所と市町村が連携した、濃厚接触者への避難情報連絡体制の整備を要望する。</p>				
提案理由	<p>発災時等において居住市町村が開設する避難場所・避難所に避難する際に、濃厚接触者自身が避難をためらうことが推測される。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者は、保健福祉事務所の指示により行動しており、発災時においても、市町村から直接当該住民に情報提供することはできない。</p> <p>命を守る行動を促し、安心を確保するため、保健福祉事務所から濃厚接触者に対し、避難すべき避難場所・避難所情報を居住市町村へ問合せることを指示、又は市町村から保健福祉事務所に濃厚接触者用の避難場所情報を提供する必要がある。</p>				
現況及び課題等	<p>現在、県域を越えた往来が再開され、県民に感染者・濃厚接触者の発生・増加が懸念される中、避難場所等における感染対策が進められているが、特に自宅待機の濃厚接触者の感染に対する心的不安を解消する必要がある。</p> <p>しかし、現時点で県から市町村への情報提供は濃厚接触者の数のみのため、市町村から濃厚接触者に避難情報を伝える手段がない。</p> <p>そのため、市町村と県との連絡体制(個人情報の取扱いを含む)を整備し、市町村が設置する濃厚接触者用避難場所等の情報を共有し、当該住民に提供する必要がある。</p>				
関係法令	長野県新型インフルエンザ等対策行動計画				

○ 経済分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)				
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設		
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 林務部 <input type="checkbox"/> その他 名称				
件名	3 治山事業の拡充について				
提案市	千曲市				
提案要旨	<p>近年の集中豪雨や台風、大雪の影響により土砂災害等が懸念される山林について、予算・制度の拡充による治山事業の推進を要望する。</p>				
提案理由	<p>山林において、集中豪雨や台風・大雪による土砂災害等が懸念されるものの、現行の治山事業の予算や採択基準では、対象とならなかったり、優先度が低いため実施の目途がつかなかったりするなど、災害への対応について苦慮している。</p> <p>長野県の山地災害の防止のための、予算・制度の拡充を求める。</p>				
現況及び課題等	<p>現状、治山事業においては市町村の要望を基に、保全対象の規模が大きく危険度が高いものは優先的に対応いただいている。</p> <p>一方、災害の懸念があるものの、保全対象となる民家や施設などの状況により、対応に至らないものがあることも承知しているが、市町村としては、住民感情等も考慮すると保全対象の大小では割り切れない個所がある。</p>				
関係法令	森林法				

II 副市長・総務担当部長会議送付議題

○ 総務文教分野

区分	■ 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)				
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設		
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 企画振興部 <input type="checkbox"/> その他 名称				
件名	1 ビッグデータを生かした来訪者等の分析について				
提案市	須坂市				
提案要旨	観光地で来訪者等の現状を把握でき、観光施策等をデータに基づいて戦略的に展開できるようにするため、県において市町村単位でビッグデータを生かして継続的に分析ができる仕組みの構築を要望する。				
提案理由	今年5月29日に県の先端技術活用推進課から「長野県への来訪者等の分析」について、資料に基づき説明していただいた。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日本人の観光等に対する意識が大きく変わる可能性がある中で、市町村が観光施策等を展開するには、継続して人の流れをしっかりと把握し、データに基づいて戦略的に展開することが重要と考える。				
現況及び課題等	ヤフー及びKDDIのビッグデータの活用については、ライセンス費用が高額なため、市町村が経費を負担するのが厳しい状況である。				
関係法令					

○ 総務文教分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)																																
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設																														
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 国土交通省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 企画振興部 <input type="checkbox"/> その他 名称																																
件名	2 交通事業者への財政的支援について																																
提案市	松本市																																
提案要旨	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、交通事業者の経営状況が逼迫していることから、真に必要な「市民の足」を確保するため、交通事業者への積極的な財政的支援を要望する。																																
提案理由	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出の自粛が求められたことなどから、アルピコ交通が運行する一般路線バス、鉄道事業の利用者が著しく減少している。</p> <p>経営状況が逼迫する中で、雇用を維持しながら事業を継続するため、アルピコ交通から、路線バスの減便についての提案とともに、公的支援の要請がなされた。</p> <p>本市では、通院、買い物、通勤・通学など、真に必要な「市民の足」を確保することは重要性が高いとの判断から、一定の公的支援を検討している。</p> <p>本市の公共交通は、近隣市町村の住民の移動を確保する機能を果たしているため、広域的な視点から、積極的な県の財政的支援を要望する。</p>																																
現況及び課題等	<p>1 路線バスの月別収入状況（前年比）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般路線バス</th> <th>タウンスニーカー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月</td> <td>71.2%</td> <td>58.4%</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>48.5%</td> <td>24.9%</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>42.9%</td> <td>21.4%</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>65.5%</td> <td>48.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 上高地線の月別収入状況（前年比）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>定期</th> <th>定期外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月</td> <td>121.6%</td> <td>51.8%</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>53.4%</td> <td>19.5%</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>73.3%</td> <td>11.5%</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>79.7%</td> <td>27.4%</td> </tr> </tbody> </table>				一般路線バス	タウンスニーカー	3月	71.2%	58.4%	4月	48.5%	24.9%	5月	42.9%	21.4%	6月	65.5%	48.9%		定期	定期外	3月	121.6%	51.8%	4月	53.4%	19.5%	5月	73.3%	11.5%	6月	79.7%	27.4%
	一般路線バス	タウンスニーカー																															
3月	71.2%	58.4%																															
4月	48.5%	24.9%																															
5月	42.9%	21.4%																															
6月	65.5%	48.9%																															
	定期	定期外																															
3月	121.6%	51.8%																															
4月	53.4%	19.5%																															
5月	73.3%	11.5%																															
6月	79.7%	27.4%																															
法令関係																																	

○ 総務文教分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 内閣府 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続・拡充について		
提案市	大町市		
提案要旨	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、各地における地域経済や市民生活に与える影響は想像以上に大きく、今後、地方公共団体が行う経済対策等は、長期的に実施していく必要がある。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援を継続するとともに規模の拡充を要望する。</p>		
提案理由	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛や、拡大防止に向けた事業者に対する休業要請は、観光・宿泊施設、飲食店等の地域経済、また、市民生活に与えた影響は深刻である。</p> <p>この度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、感染症への対応や地域経済の活性化が主な目的となっているが、今後、さらに医療体制の充実や地域経済の回復に向けた準備・支援は長期的に行っていく必要があると考えられ、同交付金による支援の継続と規模の拡充を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金 交付限度額：長野県市町村分 89億2900万円 大町市分 1億3870万円</p>		
関係法令	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく予算措置		

○ 総務文教分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名 称		
件名	4 公立病院に対する繰出金の特別交付税措置について		
提案市	岡谷市・茅野市		
提案要旨	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、病院の経営は非常に厳しい状況となっている。病院経営を支援するために、病院企業会計へ一般会計から繰出しを行うことに対して、特別交付税の措置を要望する。</p>		
提案理由	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染症指定医療機関だけでなく、感染症の患者を受け入れた公立病院は、風評被害等もあり入院、外来ともに患者数が大幅に減少し、大変厳しい経営状況となっている。</p> <p>特別減収対策企業債が新設され、公営企業会計においても令和2年度の資金不足額の借入が可能となっているが、元利償還金は後年度以降の経営を圧迫することとなる。</p> <p>地方公営企業法第17条の2により、赤字補てんに対する繰出しが認められていないが、新型コロナウイルスによる影響は過去に類を見ない状況であり、病院経営の支援に対する繰出金に、特別交付税による財政措置を要望する。</p>		
課題等	<p>毎年、12月に特別交付税（ルール分）が交付され、3月には特別交付税（ルール分、特殊財政事情分）が交付されている。</p>		
関係法令	地方交付税法、特別交付税に関する省令		

○ 総務文教分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R元・8・22 第145回総会；長野市、東御市)																							
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設																					
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称																							
件名	5 公共施設等適正管理推進事業債の更なる拡充について																							
提案市	長野市、中野市、佐久市																							
提案要旨	<p>公共施設等適正管理推進事業債については、令和3年度まで（うち市町村役場機能緊急保全事業については令和2年度まで）とされているが、令和2年度での個別施設計画の策定に向け、適正管理を推進するため、対象期間を延長するとともに地方財政措置の拡大を要望する。</p>																							
提案理由	<p>公共施設等適正管理推進事業債の活用に必要となる個別施設計画については、令和2年度中の策定を予定しており、計画に基づく事業を令和3年度以降、順次、実施していくためには延長が必要である。</p> <p>特に、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による業務の遅延が懸念されることに加え、複合型公共施設などの集約化・複合化事業の実施に当たっては、市民との合意形成等に多くの時間を費やすことから、短期間に事業化することは困難な状況にある。</p> <p>また、令和元年度東日本台風災害及び新型コロナウイルスへの対応に多額の財政負担を要したことから、地方財政措置の拡大を求めるもの。</p>																							
現況及び課題等	<p>【公共施設適正化推進事業債】(令和3年度まで(6.は令和2年度まで))</p> <table> <tbody> <tr> <td>1. 集約化・複合化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率50%</td> </tr> <tr> <td>2. 長寿命化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30～50%</td> </tr> <tr> <td>3. 転用事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30～50%</td> </tr> <tr> <td>4. 立地適正化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30～50%</td> </tr> <tr> <td>5. ユニバーサルデザイン化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30～50%</td> </tr> <tr> <td>6. 市町村役場機能緊急保全事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率 ※</td> </tr> <tr> <td>7. 除却事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※起債対象経費の75%の範囲内で充当した起債の元利償還金の30%</p>			1. 集約化・複合化事業	充当率90%	交付税措置率50%	2. 長寿命化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	3. 転用事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	4. 立地適正化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	5. ユニバーサルデザイン化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	6. 市町村役場機能緊急保全事業	充当率90%	交付税措置率 ※	7. 除却事業	充当率90%	交付税措置なし
1. 集約化・複合化事業	充当率90%	交付税措置率50%																						
2. 長寿命化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
3. 転用事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
4. 立地適正化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
5. ユニバーサルデザイン化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
6. 市町村役場機能緊急保全事業	充当率90%	交付税措置率 ※																						
7. 除却事業	充当率90%	交付税措置なし																						
法令関係	地方財政法																							

○ 総務文教分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	6 固定資産税・都市計画税に係る被災住宅用地等に対する課税標準の特例措置の見直しについて		
提案市	長野市		
提案要旨	固定資産税・都市計画税に係る被災住宅用地等に対する課税標準の特例措置の適用期間は、被災後2年度分に限られているが、被災地の実情に合わせて、当該特例措置の適用期間を見直すことを要望する。		
提案理由	<p>令和元年東日本台風災害、平成30年7月豪雨災害など、近年大規模な災害が頻発しており、今後も同様の災害の発生が考えられる。</p> <p>被災者の中には短期間に住宅再建等に係る資金確保が難しい高齢者や生活困窮者もあり、被災後2年度を経過しても住宅の再建に着手できない場合が想定される。その場合は3年度目以降、当該特例措置が適用されなくなるため、被災者の税負担が増加し、被災者の生活再建が更に遅れることが懸念される。</p> <p>被災地の実情に合わせて、被災後2年度分に限られている当該特例措置の適用期間を見直すことが必要である。</p>		
現況及び課題等	<p>被災地区の災害復興対策委員会等の団体や個人等から、要望書や投書で、当該特例措置の適用期間の延長を含めた減税措置の要望が寄せられている。</p>		
関係法令	地方税法第349条の3の3、地方税法第702条の3		

○ 総務文教分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 国税庁 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	7 国税徴収法施行令第34条の改正について		
提案市	千曲市		
提案要旨	国税徴収法施行令第34条に規定されている給与の差押禁止額の10万円に加算される親族の数を「生計を一にする者」ではなく、「所得税法上の扶養親族」等へ改正を要望する。		
提案理由	地方税の滞納処分は国税の例によるものとされており、現行法令は、家主の収入で生計を維持している（いわゆる大黒柱）古風な家庭を想定している。しかし、現代社会は、家族の中で複数の人間が収入を得て生計を維持していることが多い。月額4万5千円以上収入を得ている家族の人数×4万5千円が差押禁止額として加算され、差押ができないというのは、公平な徴収の観点から外れているため、改正が必要である。		
現況及び課題等	例えば、納税義務者（滞納者A）の給与月額が20万円、配偶者と子どもがそれぞれ月額15万円の給与収入を得ている場合、世帯の月間収入が50万円あるにも関わらず、差押可能額が出ない。対して、納税義務者（滞納者B）の給与月額が30万円で配偶者と子どもが無収入、世帯の収入が30万円の世帯では、滞納者Bの給与から10万円程度の差押えが可能になる。世帯収入が多いAの差押が可能とならず、世帯収入の少ないBの差押が執行されるという不公平が生じている。		
関係法令	国税徴収法施行令第34条		

○ 総務文教分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	8 新たな過疎対策法の制定等に関し現行過疎地域を継続して指定対象とすることについて		
提案市	伊那市、佐久市		
提案要旨	<p>新たな過疎対策法においても、過疎地域の指定単位は市町村単位とし、現行法第33条に規定するいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを要望する。</p> <p>○過疎地域自立促進特別措置法第33条2項に定める「過疎地域とみなす区域」のある市 長野市、松本市、飯田市、大町市、塩尻市、佐久市、伊那市</p>		
提案理由	<p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月で失効することとなる。これまでの過疎対策により、市町村合併を行った市町村は一体的なまちづくりを進めてきたが、過疎地域の見直しにより過疎債等の活用ができなくなれば、過疎地域である旧町村区域だけでなく、市全体のまちづくりに極めて大きな影響を及ぼすこととなる。</p> <p>全国過疎地域自立促進連盟より要望があるが、本市としても現行過疎地域の指定継続を強く要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>《伊那市》 令和元年度過疎対策事業費 643,951千円（繰越含む） うち過疎対策事業債借入額 470,200千円（繰越含む） ハード事業：道路整備、小・中学校耐震等改修、公共施設整備改修、林道維持管理等 計30事業 373,100千円 ソフト事業：高齢者福祉対策、定住対策、農業振興、観光振興等 計21事業 97,100千円</p> <p>《佐久市》 令和元年度過疎対策事業費 540,809千円（繰越含む） うち過疎対策事業債借入額 490,200千円（繰越含む） ハード事業：道路整備、公共施設整備改修等 計8事業 428,100千円 ソフト事業：健康確保対策、地域公共交通確保対策等 計6事業 62,100千円</p> <p>現行過疎地域の指定から外れると今後、上記事業実施が困難となる。</p>		
法令関係	過疎地域自立促進特別措置法		

○ 総務文教分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 文部科学省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	9 家庭でのオンライン学習環境の整備に係るランニングコスト等の支援について		
提案市	長野市、安曇野市		
提案要旨	<p>家庭でのオンライン学習環境を早期に整備するため、現状で補助対象となっていない端末等の導入後のランニングコスト、更新費、有償ソフトウェアの購入費等に対する財政支援を要望する。</p>		
提案理由	<p>国の令和2年度補正予算、GIGAスクール構想の加速による学びの保障において、新型コロナウイルス対策として緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備等に対する財政支援が決定された。</p> <p>しかしながら、端末等の導入後のランニングコスト、更新費、有償ソフトウェアの購入費等については補助対象となっておらず、家庭でのオンライン学習環境の整備を進めるに当たり、市町村に多額の費用負担が発生する。</p> <p>現在の補助制度では、家庭でのオンライン学習環境を十分に整備することは困難と考えるため、これらの費用に対する補助メニューの新設や、各事業者に対する料金引き下げの働きかけなど必要な支援をお願いしたい。</p>		
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> オンラインの学習のため、長野市で全児童生徒（令和2年5月1日現在27,568人）に対して、1人1ヶ月あたり2,000円程度の学習コンテンツ（AIドリル）を1教科導入した場合、年間約6.6億円の費用が発生する。安曇野市で同様のコンテンツを導入した場合には、全児童生徒7,331人（令和2年5月1日現在）で、年間約1.75億円の費用が発生する。 市町村の一般財源のみで家庭でのオンライン学習を実施していくのは非常に困難な状況である。 		
法令関係	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱		

○ 社会環境分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R2・4・16 第146回総会；長野市)																											
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設																									
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 健康福祉部 <input type="checkbox"/> その他 名称																											
件名	10 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について																											
提案市	駒ヶ根市																											
提案要旨	福祉医療費給付事業における小・中学生の通院医療費について、県補助の対象となるよう要望する。																											
提案理由	<p>福祉医療費の小・中学生の通院医療費については県補助となっていないため、市町村の財政負担が大きい。</p> <p>また、平成30年8月の現物給付開始以降、子ども医療費に係る支給額が大幅に増加している。</p> <p>以上を踏まえ、小・中学生の通院医療費について、県補助の対象となるよう要望する。</p>																											
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの福祉医療費の対象年齢 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>県補助</th> <th>駒ヶ根市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>中学校卒業まで</td> <td>18歳到達後の3/31まで</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>未就学児まで</td> <td>中学校卒業まで</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療費支給額 (子ども) (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>支給額</th> <th>県補助金 (対象の1/2)</th> <th>駒ヶ根市 一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度(決算額)</td> <td>67,559</td> <td>14,874</td> <td>52,685</td> </tr> <tr> <td>H30年度(決算額)</td> <td>79,523</td> <td>17,368</td> <td>62,155</td> </tr> <tr> <td>H31年度(決算見込額)</td> <td>81,883</td> <td>18,338</td> <td>63,545</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H30年度は、現物給付導入により支給月数が13ヶ月となっている。</p>				県補助	駒ヶ根市	入院	中学校卒業まで	18歳到達後の3/31まで	通院	未就学児まで	中学校卒業まで	年 度	支給額	県補助金 (対象の1/2)	駒ヶ根市 一般財源	H29年度(決算額)	67,559	14,874	52,685	H30年度(決算額)	79,523	17,368	62,155	H31年度(決算見込額)	81,883	18,338	63,545
	県補助	駒ヶ根市																										
入院	中学校卒業まで	18歳到達後の3/31まで																										
通院	未就学児まで	中学校卒業まで																										
年 度	支給額	県補助金 (対象の1/2)	駒ヶ根市 一般財源																									
H29年度(決算額)	67,559	14,874	52,685																									
H30年度(決算額)	79,523	17,368	62,155																									
H31年度(決算見込額)	81,883	18,338	63,545																									
法令関係	福祉医療費給付事業補助金交付要綱																											

○ 社会環境分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()		
要望先	■ 国	担当省庁	厚生労働省
要望先	■ 県	担当部局	健康福祉部
要望先	□ その他	名 称	
件名	11 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた公的医療機関に対する国・県補助金の拡充について		
提案市	松本市、上田市		
提案要旨	公的医療機関では、地域の医療課題に率先して取り組んでいるが、新型コロナウイルス感染症への対応又はその影響により、現在の国や県の補助金では経営が大変厳しい状況にあり、更なる支援の拡充を要望する。		
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 松本市立病院では、第二種感染症指定医療機関として当初から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れ、松本医療圏の医療崩壊を防ぐために、医師・看護師等スタッフが一丸となって対応しており、平常時には一般病床として活用している感染症病床6床を最大35床まで増やして確保してきた（5月21日以降は19床を確保中）。 その結果、新型コロナウイルス対応の感染症管理区域内に確保した病床において空床が発生し、一般の診療や入院の制限をせざるを得ず、病院経営に大きな影響を与えており。既に国・県において、損失補てんに係る補助事業が設けられているが、不十分であるため、補てん単価の引き上げなど補助金制度の拡充が必要である。 上田市が設置者となり、定住自立圏内の市町村と共同で運営している上田市内科・小児科初期救急センターでは、地元医師会、信州大学医学部等の先生方に診察をお願いし、地域における夜間の内科及び小児科の初期救急医療体制を維持しているが、現在の県の補助金は、小児科に対して「小児初期救急医療体制整備事業補助金」があるのみで、内科には全くない。さらに、新型コロナウイルスの影響で、感染予防対策のための施設改修やマスク、防護服等の購入経費が増加する一方、診療件数は大幅に減少しており、市町村の財政負担は更に大きくなる見込みである。 こうした状況を踏まえ、小児科に対する補助金の増額、内科初期救急医療に対する補助金の創設、並びに新型コロナウイルスの影響に対する臨時の財政支援が必要である。 		

現況及び課題等

○松本市立病院について
補てん不足の要因

(単位：円/人・日)

項目	金額	備考
入院単価	一般患者受入時の収益	47,670 感染症病床のある病棟の単価 (R1実績)
基準額	補てんされる額	16,000 補てん率33.6%
補てん不足額	補てんが必要な額	31,670 補てん不足66.4%

患者数の状況 (前年比)

(単位：人)

	H31.2～4	R2.2～4	増減	増減率
入院患者数	16,021	14,511	△1,510	△9.4%
外来患者数	22,323	18,878	△3,445	△15.4%

○上田市内科・小児科初期救急センターについて

平成30年度事業費歳入決算額

(単位：千円)

項目	金額
事業費	68,390
うち診療収入	24,554
うち県補助金	2,265
うち市町村負担	41,399
うち手数料	172

受診者数の状況 (前年比)

(単位：人)

	H31.4	R2.4	増減	増減率
内 科	82	37	△45	△54.9%
小児科	110	35	△75	△68.2%

法令関係

小児初期救急医療体制整備事業補助金交付要綱

○ 社会環境分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()		
分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設		
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 <input checked="" type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他	担当省庁 担当部局 名 称	厚生労働省 健康福祉部
件名	12 医療用物資の安定供給の確保について		
提案市	上田市		
提案要旨	新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、自治体として医療用物資を迅速かつ安定的に購入できるよう、国・県として安定的な供給や販売ルートの確保を要望する。		
提案理由	新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の増加により、医療用物資の供給不足が生じており、医療機関はもとより、自治体が住民のために確保、並びに提供をするための確保もままならない状況であるため。 (マスク、体温計、消毒用アルコール、フェイスシールド等、臨時交付金等を活用しての財源確保はできるものの、供給不足のため購入することが非常に困難である。また、通常価格より高額での購入をせざるを得ない状況である。)		
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の発生は、全国的な事象であるため、医療用物資の需要が、瞬間に集中してしまう。 ・医療用物資の輸入、販売については、厳格に規制されているため、販売ルートが限られてしまい、柔軟な確保が難しい。 		
関係法令			

○ 社会環境分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 厚生労働省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 健康福祉部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	13 医療機関における新型コロナウイルスに感染する恐れのある寝具の取扱いについて		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>感染の恐れのある医療機関からの寝具等については、二次・三次感染予防のため、従来どおり医療機関内において消毒又は廃棄し、洗濯事業者へ消毒を行わずに委託しないことを要望する。</p>		
提案理由	<p>令和2年4月24日付、厚生労働省医政局地域医療計画課 事務連絡により、新型コロナウイルスに感染する恐れのある寝具について、『消毒作業を行う人員の確保が困難である場合等においては(中略)やむを得ない場合に該当するものとして、医療機関内の施設において消毒を行わずに、新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の洗濯を外部委託して差し支えない』としている。</p> <p>しかし、この取扱いは、受託事業所従業員等の感染リスクの増大、二次・三次感染が懸念され、ひいては受託事業所の廃業、医療を支える基盤の崩壊となりかねない。</p> <p>このことから感染の恐れのある寝具等については、医療機関で消毒できない場合は、洗濯を外部委託せず廃棄処分とするよう、医療機関における感染の危険のある寝具の取扱いを再度検討し、事務連絡の見直しを国に強く要望する。</p> <p>また、長野県にあっては、感染の恐れのある寝具等は、従来どおり医療施設が消毒し、受託事業者に引き渡し、消毒できない場合は、医療機関において廃棄することを各医療機関へ徹底されるよう求める。</p>		
課題等	<p>感染の恐れのある寝具等については、医療機関において消毒し、洗濯を外部に委託し、消毒できない場合は、医療機関において廃棄している。</p>		
法令関係	<p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 「令和2年4月24日付、厚生労働省医政局地域医療計画課 事務連絡」 </p>		

○ 社会環境分野

区分	■ 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 厚生労働省、総務省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 環境部、企画振興部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	14 上水道管路の老朽化更新（耐震化）における国の支援について		
提案市	須坂市、伊那市		
提案要旨	水道事業体が老朽化した上水道管路を更新するには財政的な負担が多いため、資本単価を引き下げる等、国庫補助採択基準の緩和を図り、管路更新における全ての水道管路において、補助金の対象とすることを要望する。また、水道起債借入れにおいて、交付税措置がされるよう要望する。		
提案理由	上水道管路更新における補助金については、重要給水施設への配水管、耐用年数が超過した基幹管路事業（導水管・送水管・配水本管）など一部の管路においてのみ補助対象で、末端管路までは充足していない。また、補助率が1/3～1/4と低く、起債においても交付税措置がされていないため、下水道管路事業の補助率1/2、交付税措置44%に比べると、一般財源の出費が多くなる。市単独では、財政的負担が大きくなり更新事業が計画どおり進まない懸念があるため。		
現況及び課題等	<p>当市の上水道の基幹管路及び配水支管の総延長は約619kmあり（令和元年度末）、そのうち、耐震適合率は40.0%、耐震管割合は8.1%で耐地震対策としては低い状況である。また、高度成長期に布設した水道管が多く、耐用年数を超過した管路は約38kmあり、この箇所から漏水も確認できる。</p> <p>当市は、令和元年度より水道ビジョン改正及び基本計画に基づき第8次整備事業を進めている。この事業には、計画的な老朽管更新（耐震化）も含まれている。しかし、老朽管箇所が多く年々増加しており、財政的に厳しいことから更新が進まないのが現状である。よって計画的に老朽管更新を行うためにも、財政負担の低減を図る補助金の拡充及び国庫補助採択基準の緩和、起債借入れにおける交付税措置をお願いしたい。</p>		
関係法令	水道法 水道事業実務必携 地方公共団体金融機構法		

○ 社会環境分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R2・4・16 第146回総会；長野市ほか12市)			
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設	
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省、環境省、財務省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 環境部 <input type="checkbox"/> その他 名称			
件名	15 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について			
提案市	長野市、松本市、上田市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市			
提案要旨	<p>循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）は、市町村等が実施するごみ焼却施設、最終処分場などの廃棄物処理施設整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に満額交付されるよう求める。</p> <p>また、全ての廃棄物処理施設の整備についての用地費や解体撤去工事費、管理棟を含む必要な全ての建屋部分についても交付対象とともに、住民理解を得るために周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。</p>			
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な暮らしを支える基幹インフラであるごみ処理施設は、現在、老朽化が進み、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある。 ・廃棄物処理施設の整備には複数年にわたる多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施している。 ・建設着手までには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。 ・最終処分場などの一部の施設整備にかかる用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建屋部分が交付金の交付対象となっていないほか、廃棄物処理施設の解体には、ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露防止対策、土壤汚染対策等高額な費用がかかるが、既存施設の解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合は交付金の交付対象となっていない。 ・また、ごみ焼却施設を整備する地域の住民理解を得るために、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要することから、それに対する交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。 			

- ・平成30年6月に策定された令和4年度までを計画期間とする「廃棄物処理施設整備計画」においては、地域住民の福祉の向上や災害時の防災拠点としての役割などの「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」が挙げられており、施設整備地域に多面的な価値をもたらす施設の整備が求められているが、裏付けとなる財源措置が必要である。

【長野市・長野広域連合】

- ・長野市では、長野広域連合が整備するごみ焼却施設の稼働により、平成30年度から既存焼却炉の解体及び新たなストックヤードの建設に着手している（平成30年度：実施設計、令和元・2年度：焼却炉解体・ストックヤード建設、交付金の令和2年度当初内示額は要望額の100.0%）。
- ・一方、長野広域連合では、ごみ焼却施設2施設（長野市、千曲市）、最終処分場1施設（須坂市）の整備を進めている。
そのうち、長野市に整備し、平成31年2月に竣工したごみ焼却施設は、整備する地域の住民に対し協力を要請して以来、約7年の長きにわたり、その地域の住民と協議や説明会等、多大な労力を費やした。
平成25年3月にようやく整備する地域の住民の同意が得られ、同月、建設に関する協定を締結した。
- ・残る2施設は建設中であり、事業に対する交付金が削減された場合、長野広域連合を構成する全ての市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、既存施設の解体撤去工事費及び周辺環境整備の費用が交付金の交付対象となっておらず、事業を実施する上で懸念事項となっている。
- ・新施設の稼働により運用を終えた既存施設は、速やかに解体撤去工事を実施することが必要であるが、工事にはダイオキシン類の飛散対策等の費用が加わり、工事に要する費用が高額になることから、管理する市町村等において工事費用を全て一般財源で賄わなければならないことが財源を確保する上で大きな課題となっている。

【上田市・東御市・上田地域広域連合】

- ・上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の3箇所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。
- ・上田地域広域連合では、3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。
- ・上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。

- ・現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでいるところである。
- ・今後、様々な課題をクリアし、新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- ・また、最終処分場の用地費、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用、住民理解を得るために周辺整備に要する費用については、交付金の対象となっておらず、大きな財政負担が生じることとなる。
- ・広域連合及び上田市では「廃棄物処理施設基本計画」の趣旨に則り、新施設建設を契機として周辺の都市機能を整備し、新たなまちづくりを推進する方針であるが、財源確保が大きな課題となっている。
- ・東御市では、生ごみリサイクル施設を整備し、平成30年3月から本格稼働を開始し、現在に至るまで順調に生ごみのリサイクル・堆肥化を実施している。施設整備ができたのは、交付金制度によるものである。

【佐久市・北佐久郡環境施設組合】

- ・佐久市・北佐久郡環境施設組合（構成市町：佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町）では、老朽化した2つの既存ごみ焼却施設を統合した新施設「佐久平クリーンセンター」（建設地：佐久市）の整備を進めており、本年12月より本稼働する予定である。
- ・新施設稼働後は既存2施設の解体工事を予定しているが、解体のみの場合は交付金の対象とならず、多額の工事費全てを一般財源で賄わなければならぬことから、財源の確保が大きな課題となっている。

【松塩地区広域施設組合】

- ・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村）では、平成30年度にごみ焼却炉改良事業を含む整備事業を完了し、施設の延命化を図ってきた。
- ・根幹であるごみ焼却施設は令和11年度（2029年度）を目標に新焼却施設への移行に向けて新たな建設計画を策定することとなる。新施設の建設には建設候補地の策定、地域住民の同意、理解と協力が不可欠で、施設稼働まで長い期間と費用を要する。特に用地取得の費用、旧施設の解体撤去費用、地元対策の周辺環境整備に要する費用等は交付金の対象外であり、厳しい財政状況の中で構成市村の大きな負担となるため、交付金の財政支援範囲の拡充が必要である。

【諏訪南行政組合】

- ・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。ごみ処理（中間処理及び最終処分）の広域化・一元化に向け3市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討し、最終処分場の整備及びリサイクルセンターの整備が、諏訪南行政事務組合の共同処理する事務として、平成26年度に位置づけされた。
- ・現在、リサイクルセンター整備に着手し、実情に合わせ諏訪南地域循環型社会形成推進地域計画の改定を行った。施設整備の財源は、循環型社会形成推進交付金及び構成市町村からの負担金であるため、交付金が削減された場合、事業の進捗に影響を及ぼし、本地域内的一般廃棄物処理に支障が生じる恐れがある。
- ・諏訪南行政事務組合では、環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合内にある、2か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなリサイクルセンターの整備に着手した。施設整備後は、現存の処理施設は、不用となり早急な解体を進める必要がある。しかしながら、廃棄物処理施設の解体のみの場合は交付金の対象とならず、財源確保が課題となる。
- ・構成3市町村では、最終処分場の残余容量が少ないとから最終処分場の整備についても課題となっている。平成27年7月に改定したごみ処理基本計画では、リサイクルセンターの整備目標年度は令和元年度、最終処分場は令和2年度とされているが、リサイクルセンターについては令和3年度稼働目標とし、最終処分場の整備についても事業の遅れが生じている状況にある。

【上伊那広域連合】

- ・上伊那広域連合（8市町村）が伊那市に建設した「ごみ焼却施設（上伊那クリーンセンター）」は、新たな施設用地において平成31年3月29日に竣工し、現在、順調に稼働している。
- ・旧施設（2施設）は速やかに解体撤去する必要があり、昨年度から土壤調査・解体撤去仕様書の作成を進め、本年度から解体工事を施工することとしている（2か年事業）。
- ・財源としては除却債を活用する予定であるが、これは資金手当てのみであり、今後の償還において本体工事の起債償還とあわせて、構成市町村には多額の費用負担が発生し、行政運営への影響が懸念される。

【穂高広域施設組合】

- ・穂高広域施設組合では、令和3年3月の稼働を目指し、建設工事が進められているところであるが、工事が進むにつれ、建設費の支払いも増加することから、施設整備に対する交付金が削減された場合、本市のみな

現況及び課題等

- らず構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすこととなる。
- 新施設稼働後は、管理面及び景観の観点から廃止となる廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることが必要であるが、財源確保が大きな課題となり、事業の進捗に影響を及ぼす恐れがある。廃棄物処理施設の全ての解体工事費について、交付金対象とするなどの財政支援が必要である。

【北アルプス広域連合】

- 北アルプス広域連合のうち、池田町と松川村を除く3市村（大町市、白馬村、小谷村）では、ごみ焼却施設等を統合してごみ処理広域化を進めている。
- ごみ焼却施設については整備が終了したが、本年度からリサイクル施設の建設を予定しており、当該交付金が削減されることになれば、組織市村の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
- 大町市の環境プラントは、広域連合のごみ焼却施設（北アルプスエコパーク）稼働に伴い、平成30年3月末で運転を停止したが、取り壊しに掛かる費用が多額となり市財政の大きな負担となるため、現時点では、解体の目途が立たない状況となっている。廃棄物処理施設の解体費用についても交付金の対象とすることを要望する。

関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
循環型社会形成推進交付金交付要綱

○ 経済分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 環境省、観光庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 観光部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	16 山岳観光施設等における新たな生活様式に対応するための施設改修等に係る財政支援の充実について		
提案市	駒ヶ根市		
提案要旨	<p>新型コロナウイルス感染防止対策のため、山岳観光施設のうち特に山小屋については新たな生活様式の導入や、3密を回避するための様々な手法が求められており、これまでの施設の様式を大きく変える必要に迫られている。そこで、これら対策に要する改修費用等に係る財政支援の充実を図っていただきたい。</p>		
提案理由	<p>山岳観光施設のうち特に山小屋については極度な3密状態になる施設であり、今回の営業再開にあたっては対策のために各事業者の負担が増加している。</p> <p>また、山小屋は宿泊休憩施設であるとともに、登山相談の現地窓口や緊急時には避難施設としても利用され、遭難防止対策においても重要な施設であり、今後も中央アルプスを含めた県内全山域の利活用を図るうえでなくてはならない施設である。</p> <p>このようなことから、今後継続的な運営を行っていくうえで、感染防止のための防護服など装備品の購入費用や施設改修等の費用など、財政支援の充実をお願いしたい。</p>		
現況及び課題等	<p>当市に関係する中央アルプスの山小屋としては、現在無人の避難小屋が6棟、有人の民間小屋が10軒であり、夏山のトップシーズンを中心に多くの登山客が訪れるため、3密の状態は避けられない状況にある。</p> <p>このため、有人小屋においては、感染防止のための防護服など装備品を設置し対応する必要がある。</p> <p>また、今後は3密を避けるため、テント泊の増加が想定されるところであり、テント場の増設や新設などの対応が不可欠となる。</p> <p>これらのことは、山岳観光県である県内全山域でも同様に考えられる。</p>		
関係法令	自然公園法、自然保護法		

○ 経済分野

区分	■ 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)				
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他 ()	分野	□ 総務文教 □ 社会環境 ■ 経済 □ 危機管理建設		
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 観光部 <input type="checkbox"/> その他 名称				
件名	17 広域観光の更なる推進について				
提案市	須坂市				
提案要旨	<p>しあわせ信州創造プラン2.0では、人をひきつける快適な県づくり・世界を魅了するしあわせ観光づくりをテーマに取組を行っている。</p> <p>観光・宿泊客の増加を図るには、複数市町村が広域的に連携し、観光資源を結びつけることが必要不可欠であるため、県において更なるリーダーシップをとり、県内外市町村と連携して広域観光の推進を図られたい。</p>				
提案理由	<p>それぞれの魅力を持った複数地域が連携し、広域観光を進めることは、地域の活性化に大きく寄与するものと考える。</p> <p>県内や県外はもとより訪日外国人旅行者は、県を跨いで観光・宿泊をする例も増加しており、県を跨いだ広域観光の可能性も高まっていると考える。</p>				
現況及び課題等	<p>長野県においては、DMO構築事業、複数の現地機関に関する横断的な課題、japan Alps Cycling、新公式観光サイト、インバウンド総合戦略、長野県内周遊フリーパス造成事業等広域的な連携の取組を行っているが、複数市町村が広域的に連携する必要性は共通認識となってはいるものの、市町村単位での取組には限界があり、広域観光の推進が十分に図られていない。</p> <p>今後、長野県民支えあい観光産業緊急支援事業や国の Go To キャンペーン等による事業展開が予想されることから更なる推進を求める。</p>				
関係法令					

○ 経済分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)																																																			
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設																																																	
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 農林水産省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称																																																			
件名	18 令和元年度災害復旧事業補助金の早期交付決定について																																																			
提案市	長野市、須坂市、中野市、千曲市、東御市																																																			
提案要旨	令和元年度の農地災害復旧事業補助金の交付決定額が約18~69%に留まっているため、交付未決定分について早期に交付決定することを要望する。																																																			
提案理由	令和元年東日本台風の襲来により、関係各市の農地は甚大な被害を被った。提案市の令和元年度の農地復旧事業費は、合計約76.1億円で73.7億円の災害復旧事業補助金を見込んだが、令和元年度の交付決定額は28.5億円に留まり、残りの45.2億円が交付決定されていない状況にある。そのため、財政調整基金を取り崩す等して対応している状況で、厳しい財政運営を強いられている。																																																			
現況及び課題等	令和元年度の農地復旧事業の執行と補助金交付の状況 単位：百万円																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>区分</th><th>補助率</th><th>事業費</th><th>補助予定額</th><th>交付決定額</th><th>未決定額</th><th>決定率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市</td><td>農地</td><td>98.2%</td><td>4,489</td><td>4,408</td><td>1,950</td><td>2,458</td><td>44%</td></tr> <tr> <td>須坂市</td><td>農地</td><td>96.1%</td><td>625</td><td>600</td><td>232</td><td>368</td><td>39%</td></tr> <tr> <td>中野市</td><td>農地</td><td>96.8%</td><td>909</td><td>880</td><td>154</td><td>726</td><td>18%</td></tr> <tr> <td>千曲市</td><td>農地</td><td>92.7%</td><td>1,359</td><td>1,260</td><td>361</td><td>899</td><td>29%</td></tr> <tr> <td>東御市</td><td>農地</td><td>97.4%</td><td>233</td><td>227</td><td>158</td><td>69</td><td>69%</td></tr> </tbody> </table>				区分	補助率	事業費	補助予定額	交付決定額	未決定額	決定率	長野市	農地	98.2%	4,489	4,408	1,950	2,458	44%	須坂市	農地	96.1%	625	600	232	368	39%	中野市	農地	96.8%	909	880	154	726	18%	千曲市	農地	92.7%	1,359	1,260	361	899	29%	東御市	農地	97.4%	233	227	158	69	69%	
	区分	補助率	事業費	補助予定額	交付決定額	未決定額	決定率																																													
長野市	農地	98.2%	4,489	4,408	1,950	2,458	44%																																													
須坂市	農地	96.1%	625	600	232	368	39%																																													
中野市	農地	96.8%	909	880	154	726	18%																																													
千曲市	農地	92.7%	1,359	1,260	361	899	29%																																													
東御市	農地	97.4%	233	227	158	69	69%																																													
法令関係	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律																																																			

○ 経済分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)				
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設		
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 農政部 <input type="checkbox"/> その他 名称				
件名	19 新たな業種を含む産業団地を追加する農村産業法実施計画の変更に対する県同意の柔軟な対応について				
提案市	千曲市				
提案要旨	<p>農村産業法の実施計画に、既存の実施計画と関連の少ない新たな業種を含む産業団地を追加する場合、既存の実施計画の産業導入の進捗状況に影響されずに、新たな産業団地の追加が可能となるよう要望する。</p>				
提案理由	<p>現行の制度運用において、実施計画に位置付けた産業の導入が完了した場合又は完了することが確実な場合でなければ、新たな業種を含む産業団地を追加する計画変更を行うことはできない。</p> <p>騒音などにより生活環境から距離を設けることが望ましい「工業・物流系団地」と、市街地内及び隣接することが望ましい「商業系施設」では土地選定理由も異なることから、既存団地と関連の少ない新たな業種を導入する場合においては、既存の実施計画の産業導入の進捗状況に影響を受けずに計画変更を可能とすべきである。</p>				
現況及び課題等	<p>既存の実施計画は、旧農工法時代より位置付けられた工業・物流系の業種を指定しているが、平成29年の農村産業法への法改正以降、導入できる産業の幅が広がり、商業系の業種も指定が可能となった。</p> <p>しかし、既存の工業・物流系の団地を造成工事中で、同団地の施設の操業又は操業が確実な場合で無ければ、新たな産業団地を造成することはできない。</p> <p>そのため、企業の進出意向に応じた新たな産業の導入ができず、地域振興の機会損失並びに農業世帯者の安定雇用のチャンスを逃している。</p>				
関係法令	<p>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第五条第一項 農村地域への産業の導入に関するガイドライン第4の4の(2)</p>				

○ 危機管理建設分野

区分	■ 新規 □ 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 分 野 <input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設 </div>
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他	担当省庁 総務省 担当部局 名称	
件名	20 消防団員の準中型自動車免許取得に係る地方財政措置の拡充について		
提案市	塩尻市		
提案要旨	消防団活動を維持継続するため消防団員が準中型自動車運転免許を取得する経費について、地方公共団体が助成を行った場合の地方財政措置の拡充を要望する。		
提案理由	<p>平成29年3月12日の道路交通法改正により、普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満となった。現在の消防ポンプ車は車両総重量5.0トン未満であり、運転できない消防団員が生じ、消防団活動に支障をきたしている。</p> <p>消防団員が準中型免許を取得する経費に対して公費助成をした場合、特別交付税により地方財政措置を講じているが、国の制度改革により、消防団活動に支障が生じたことから国の責任において、10/10の地方財政措置を要望するものです。</p>		
現況及び課題等	塩尻市は、車両総重量5.0トン未満の消防ポンプ車を8台所有しており、将来的に消防ポンプ車を運転できない消防団員がさらに増加し、消防団活動に支障が生じる。		
関係法令			

○ 危機管理建設分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 国土交通省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 建設部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	21 ハザードマップ作成事業に関する財政支援について		
提案市	東御市		
提案要旨	<p>ハザードマップ作成に際し、最新の情報を反映させるため、見直し業務実施に必要な財政支援の継続を要望する。</p>		
提案理由	<p>当市では令和2年度に社会资本整備総合交付金にてハザードマップの見直しを計画していますが、今後、新たな浸水想定区域図の公表や災害等でハザードマップの見直しを行わなければならない場合、単独予算での見直しを行わなければならず、財政的負担が大きいため財政支援が必要である。</p>		
現況及び課題等	<p>県では信濃川水系治水対策プロジェクトの一環として、県内中小河川の浸水想定区域図の作成を令和2～4年度の中で計画しています。</p> <p>現行のハザードマップ作成事業の交付金制度が令和2年度で終了してしまうことや、中小河川の浸水想定区域図作成のための交付金制度等がないため、当市といたしましては来年度以降の更新について単独予算での対応となり、財源確保が課題である。</p>		
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・水防法 ・社会资本整備総合交付金交付要綱 		

○ 危機管理建設分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (・・・ 第回総会 ; 市)				
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 (分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設		
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 国土交通省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称				
件名	22 ブロック塀等の安全確保に係る国の支援制度の継続について				
提案市	長野市				
提案要旨	防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策として、ブロック塀等の除却・改修等に対する支援制度が令和2年度末までとされているが、いまだに多くの危険なブロック塀等が小学校周辺に存在しており、これらブロック塀等の安全対策を促進するために、国に対して支援制度の継続を要望する。				
提案理由	平成30年6月に発生した大阪府北部地震を受け、市内の小学校周辺の通学路等を中心に緊急点検を実施し数多くの耐震性に問題のあるブロック塀を確認した。社会資本整備総合交付金事業を活用し危険なブロック塀等の除却支援を行ってきたが、所有者等の意向などにより早急な除却等に至っていないものが多数残存しており、継続的に対策を促し支援していく必要がある。対策を促進するためには除却・改修費用への補助が不可欠であり、国の支援制度の継続を求めるものである。				
現況及び課題等	平成30年8月から9月にかけて小学校周辺の緊急点検を実施し、800件強の耐震性に問題のあるブロック塀等が確認され、この2か年で約300件が除却・改善され大きな成果がみられたものの、未だ500件余の危険なブロック塀が残されている。所有者が除却等の決断や対応の検討に時間を要するなかで、ブロック塀自体も経年劣化していくものであることから、大阪北部地震により市民の安全意識が高まっているこの状況において、今後も継続して所有者等に指導・啓発及び対策支援を行うことで、ブロック塀の安全確保を促進していく必要がある。				
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金交付要綱 ・建築基準法 				

○ 危機管理建設分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H29・8・25 第141回総会；長野市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 (<td style="text-align: center;">分 野</td> <td> <input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設 </td>	分 野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 国土交通省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	23 住宅・建築物アスベスト改修事業に係る国の支援制度の継続について		
提案市	長野市		
提案要旨	住宅・建築物に係るアスベスト含有調査等及びアスベスト除去等に係る国の支援制度の対象は、今年度末までに着手したものに限られているが、市内には対策が必要な建築物が相当数確認されており、これら建築物の対策を促進するために、国に対して、支援制度の継続を要望する。		
提案理由	<p>本市では、社会资本整備総合交付金事業を活用し、アスベスト調査・除去等に係る費用補助等を行うことにより対策を促進してきた。国のアスベスト含有調査等に関する事業については平成29年度末までの事業であったが、継続要望により事業が3年間延長された。本市では、平成30年度に小規模民間建築物の調査を行い、その実態を把握すると共に、対策等が必要な建築物の所有者に対しては、直接的な働きかけを行うなど、積極的な対策を講じてきた。</p> <p>しかしながら、市内には、対策が必要な民間建築物が未だ相当数存在しております、今後も、これら建築物の対策を促進する必要がある。</p> <p>対策を促進するためには、費用補助が不可欠であり、国の支援制度の継続を求めるものである。</p>		
現況及び課題等	<p>(現状) 平成30年度に実施した小規模民間建築物の実態調査では、吹付建材の使用の有無を確認していない建築物や吹付建材が使用されていてもアスベスト含有調査を行っていない建築物が多数確認されたことから、これら建築物の所有者に対して、継続的に、調査や対策の実施を働きかけている。</p> <p>(課題) アスベストによる健康被害報告等が後を絶たず、市民の関心も高いことから、市は、引き続き、該当建築物の所有者に対して、対策の必要性を啓発すると共に、費用補助を行うことで、アスベスト対策を促進していく必要がある。</p>		
法令関係	<ul style="list-style-type: none"> ・社会资本整備総合交付金交付要綱 ・建築基準法／労働安全衛生法・石綿障害予防規則／廃棄物の処理及び清掃に関する法律／大気汚染防止法／建設リサイクル法 		

III 事務局提出議題

1 協議事項

- (1) 令和元年度長野県市長会決算認定について
 - ・令和元年度会務報告書…………… 資料 2-1
 - ・令和元年度歳入歳出決算書…………… 資料 2-2
- (2) 市長会から選出する各種団体等の役職について…………… 資料 3
- (3) その他

2 報告事項

- (1) 第177回北信越市長会総会について
- (2) 今後の会議日程等について…………… 資料 4

IV 県施策説明

- 1 新型コロナウイルス感染症の受診、検査体制について…………… 資料 5
- 2 長野県民支えあい観光キャンペーんディスカバー信州県民応援割について… 資料 6
- 3 新型コロナウイルス感染症等対策条例について…………… 資料 7
- 4 長野県消防防災ヘリコプターの現状と今後の運航について…………… 資料 8
- 5 長野県一周サイクリングルート「Japan Alps Cycling Road」の取組について 資料 9
- 6 野生イノシシのC S F感染終息の見通し等について…………… 資料 10
- 7 気候非常事態宣言について…………… 資料 11

V その他

※資料1は、会務報告資料

出席者名簿

(敬称略)

来 賓	長野県知事	阿 部 守 一
	岡谷市議会議長	渡 辺 太 郎
	長野県市町村課長	須 藤 俊 一

市 名	職 名	氏 名
長 野 市	市 長	加 藤 久 雄
	秘 書 課 係 長	中 澤 達 彦
松 本 市	市 長	臥 雲 義 尚
	秘 書 課 長	藤 森 誠
上 田 市	市 長	土 屋 陽 一
	秘 書 課 長	北 沢 健 治
飯 田 市	市 長	牧 野 光 朗
	秘 書 広 報 課 長	原 田 太 仁
諏 訪 市	市 長	金 子 ゆかり
	課 長 補 佐 兼 秘 書 係 長	宮 澤 寛
須 坂 市	市 長	三 木 正 夫
	担 当 係 長	宮 川 滋 成
小 諸 市	市 長	小 泉 俊 博
	秘 書 係 長	田 村 匡
伊 那 市	市 長	白 鳥 孝
	秘 書 広 報 課 長	泉 澤 正 弘
駒 ケ 根 市	市 長	伊 藤 祐 三
	秘 書 広 報 室 長	中 嶋 憲 一
中 野 市	市 長	池 田 茂
	秘 書 広 報 係 長	江 本 一 視

市名	職名	氏名
大町市	市長	牛越徹
	秘書係長	太田浩司
飯山市	市長	足立正則
	秘書係長	石田俊和
茅野市	市長	今井敦
	秘書課長	竹内こずえ
塩尻市	市長	小口利幸
	経営戦略課主事	百瀬俊彦
佐久市	市長	柳田清二
	秘書係長	松崎幸二
千曲市	市長	岡田昭雄
	秘書広報課長	宮尾憲夫
東御市	市長	花岡利夫
	秘書係主任	小川原徹
安曇野市	市長	宮澤宗弘
	秘書広報課長	渡辺守
長野県市町村課	企画幹兼課長補佐兼行政係長	田中英児
	主任	小澤裕
	事務係長	長瀬亮
市長会事務局	事務局長	青木弘
	事務局次長	前島卓
岡谷市	市長	今井竜五
	副市長	小口道生
	企画政策部長	白上淳
	総務部長	藤澤正
	秘書広報課長	小松秀尊